

長生村さくらねこ無料不妊手術チケット交付取扱要領
(趣旨)

第1条 この要領は、野良猫の繁殖抑制等を目的とし、村が公益財団法人どうぶつ基金（以下「どうぶつ基金」という。）が実施するさくらねこ無料不妊手術事業に登録し、野良猫の不妊去勢手術が無料で受けられるようTNR活動を行う個人又は団体を対象にさくらねこ無料不妊手術チケット（以下「チケット」という。）の交付に当たっての取扱いその他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 野良猫 飼い主のいない猫であって村内に生息し、又は生息していると推定される猫をいう。
- (2) TNR活動 野良猫を捕獲し、不妊去勢手術をし、及び元の場所に戻す活動をいう。
- (3) 活動団体 TNR活動を行う団体であって、その構成員が村に住所を有する者を含めて3人以上いるものをいう。

(交付対象)

第3条 チケットの交付を受けることができる者は、村に住所を有する者（18歳以上の成人に限る。）及び活動団体とする。

(交付申請)

第4条 チケットの交付を受けようとする者及び活動団体（以下「申請団体等」という。）は、別に定める期日までにさくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書（別記第1号様式）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の申請書の内容が適当と認めるときは、どうぶつ基金に対してチケットの交付を申請するものとする。

(決定通知)

第5条 チケットの交付の可否の決定通知は、さくらねこ無料不妊手術チケット交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

(チケットの交付)

第6条 村長は、どうぶつ基金からチケットが交付されたときは、第4条の申請書に記載された枚数と同じ枚数を申請団体等に対し交付するものとする。

2 村長は、どうぶつ基金から交付されたチケットが希望枚数に満たない場合において複数の申請団体等から申請があるときは、前項の規定にかかわらず、

どうぶつ基金から交付されるチケットの枚数、申請団体等の交付申請の状況等、申請団体等の過去のチケットの使用実績等を考慮して、これを交付するものとする。

(T N R活動の実施)

第7条 前条の規定によりチケットの交付を受けた申請団体等は、チケットの有効期限内にT N R活動を実施するものとする。

(実績報告)

第8条 申請団体等は、前条の規定によりT N R活動を実施したときは、村が指定する期日までにさくらねこ無料不妊手術チケット使用実績報告書（別記第3号様式）に必要な書類を添えて村長に提出しなければならない。

- 2 申請団体等は、チケットが余った場合は、前項の報告に併せて当該チケットを村に返却しなければならない。
- 3 村長は、第1項の報告書の提出を受けたときは、速やかにどうぶつ基金に対してその内容（前項の規定により返却されたチケットの返却を含む。）を報告するものとする。

(チケットの返却)

第9条 村長は、第4条第1項の申請に虚偽若しくは不正があると認めるとき又は申請団体等が前条の規定に違反していると認めるときは、申請団体等に対してチケットの返却（損害があるときは、その賠償を含む。）を求めるものとする。

(遵守事項)

第10条 申請団体等は、どうぶつ基金の行政枠さくらねこT N R事業協働登録申請書改訂版に記載された事項を遵守しなければならない。

(免責)

第11条 飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術に関連して生じた事故については、申請団体等が全ての責任を負い、村は、一切の責任を負わないものとする。

- 2 申請団体等の責めに帰すべき事由により村がどうぶつ基金から賠償を請求されたときは、申請団体等は、村に対して同等額を弁済しなければならない。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年10月1日から施行する。